

佐賀県告示第百十四号

佐賀県まちづくり活動支援制度要綱（平成十六年佐賀県告示第五百七十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条を第九条とする。

第七条第一項中「第四条第二項第二号」を「第五条第二項第二号」に改め、同条を第八条とし、第三条から第六条までを一条ずつ繰り下げる。

第二条第三号を次のように改める。

三 一般社団法人又は一般財団法人

第二条に次の一項を加え、同条を第三条とする。

2 前項の規定にかかわらず、団体が次の各号のいずれかに該当するときは、支援の対象としない。

一 暴力団であるとき。

二 役員等が、次のいずれかに該当する者であるとき。

イ 暴力団員

ロ 暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

ハ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

ニ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

ホ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

ヘ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

三 前号イからへまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者で

あるとき。

第一条の次に次の一条を加える。

(定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。
- 二 役員等 次に掲げるものをいう。
 - イ 法人にあつては、役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者
 - ロ 法人格を有しない団体にあつては、代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者
 - ハ 個人にあつては、その者及び営業所を代表する者
 - 三 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。